市民に開かれた、まともな議会へ

議会改革を進めよう！

6月議会中に発覚した木下章広市議（無所属・会派名創政改拓）の問題行為には、だれもが驚き呆れました。政務活動費不正問題では、自民党がベテラン2市議の不正を認めて新たに返還―。富山市議会は再び市民の信頼を失う事態に…。

不正・不祥事議員は 直ちに辞職を！

また！ 自民党が375万円返還
五本・高見議員の政活費不正（架空請求）
市民が見破る

10月23日、自民党会派は、「市民の会」などが裁判で指摘してきた五本幸正市議と高見隆夫市議の過去の「広報誌印刷代」など、政務活動費9件を「架空の確率が高い」不正と認め、利息と合わせて約375万円を市に返還。印刷していない「広報誌」と偽の領収書を添付して税金をだまし取り、市民を欺き続けてきた両氏は、即刻辞職すべきです。

自民党会派としても、市監査委員や裁判所に「印刷した」と、嘘の"証拠"をくり返し提出してきた責任が問われます。

木下議員に全会派一致で
糾弾決議・辞職勧告決議

6月議会中の7月1日、市議会各派代表者会議で、木下章広市議が時間外に議会事務局に無断で侵入し、複数の職員の机の上のものを勝手に触っていたことが、議長から報告されました。

日本共産党は6月議会最終日、木下議員に辞職をうながす「糾弾決議」に賛成。

9月議会初日の「辞職勧告決議」について自民などが提案した案文の曖昧な点についてただした上で賛成し、いずれも全会一致で可決。最終日には「政治倫理条例制定を求める請願」を採択すべきと赤星ゆかり市議が賛成討論しました。

政治倫理条例制定求める請願

木下議員の紹介議員取消しに「反対」？ おかしいですよ！ 自民の態度

6月議会初日に木下章広市議らを紹介議員として市民から提出された「議員政治倫理条例の制定を求める請願」ですが、その後7月1日に木下議員の問題行為が発覚。

請願した人からは直ちに、議長宛に紹介議員から木下議員を削除するよう申入れをされ、木下議員は「私の状態がふさわしくない」と紹介議員の取消しを申し出ました。

ところが最終日7月3日の本会議で自民などが反対して取消しを「否決」。9月議会でも「意図をはかりかねる」などと取消し理由の説明を求め、起立採決でまたまた否決。傍聴した人からは「請願した人への嫌がらせか」との声も。

憲法は第十六条で、どんな人も平穏に請願する権利を保障しています。

木下議員の問題行為は許されないものですが、木下議員追及のために、責任のない請願人＝市民を巻き込み、嫌な思いをさせてはなりません。

赤星議員が「取消しは当然」「主権者は請願した人」と討論し、請願権を守るよう訴えました。

〔請願権〕
憲法第16条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

中心部の再開発

偏重した税金の使い方改め
暮らし・福祉・教育 最優先に！

桜町1丁目 4番地区再開発
総事業費 **81億円**
そのうち国・県・市からの
補助金総額 **35億円**

専門学校に別途補助金
1億円

総曲輪3丁目地区再開発
総事業費 **156億円**
そのうち国・県・市からの
補助金総額 **60億円**
23階建て 分譲マンション
商業テナント まだ、決まらず

中央通りD北地区再開発
総事業費 **140億円**
そのうち国・県・市からの
補助金総額 **50億円程度の予定**
25階建て分譲マンション
スケートリンク、商業施設など

生活保護行政

困難をかかえた市民に― もっと、寄り添った窓口対応に

小西直樹市議は9月市議会の一般質問で、生活保護行政のあり方について質問しました。

冒頭、9月に派遣切りで寮を追い出された女性の生活保護申請に同行した事例を紹介。この方は、支援者も同行し、相談に行ったその日に申請が受理され、住まいも確保できて受給中です。

小西議員は、富山県と富山市の人口比の生活保護受給率を問題視。富山県は2017年度0・34％、県単位で全国最下位。富山市は2017年度0・45％、2018年0・48％と低い。富山県民が他府県と比べてズバ抜けて所得が高いとは思えない。しかし、受給率が極端に低いのはなぜか？と問題提起。そのうえで、「北陸中日新聞」（7月28日付）の記事を引用して、窓口対応の実態を問いました。

同記事の事例は…。34歳の男性は、寮付きの警備会社に勤めていたが、解雇され無職に。4月5日に生活保護の窓口をたずね、救いを求めたが、「先ず住所を用意してください」といわれ、1週間通い続けても対応は変わらなかった。弁護士に同行してもらうと、あっさり受理。他にも、44歳の男性が路上生活中に申請したが、住所が無いと受理されず。八尾町出身の60代男性は「書類さえ書かせてくれなかった」などなど。

小西議員は、生活保護法では、住居や住民票は要件ではない、宅地や持ち家も原則として保有が認められていると指摘。「申請権を侵害しない。申請権を侵害していると疑われる行為を慎むこと」と厚生労働省の「生活保護実施要領」でも述べており、富山市でも生活困窮者に寄り添い、生活の確立を積極的に支援すべきだ、ましてや「水際作戦」などと疑われる対応にならないよう、訴えました。

福祉保健部長は、「支給要件、支給基準などは法にもとづき、厳格に運用しなければならない制度」と述べるにとどまりました。

ひとり親家庭奨学資金

18歳を超えても 支給対象に

小西議員は、生活保護世帯が対象の『福祉奨学金給付事業』と『ひとり親家庭奨学金給付事業』は、貧困の連鎖を防ぐ有効な施策として高く評価されるとしたうえで、『ひとり親』の制度は、大学等へ入学する前年度末に児童福祉手当等を受給している必要があり、18歳になった年の年度末で受給が終了になり、何らかの理由で高校の進学が遅れたり留年したりした子どもや、4年制の定時制高校など、入学するまで年数が経つと制度が利用できないと指摘。

また、市民団体の「反貧困ネットワークとやま」からも、先日、市に要望書が出されており、このような対象者を救済できるように、制度の改善を求めました。

子ども家庭部長が答弁し、「この事業は国家資格等を取得するための大学等への進学を奨励し、貧困の連鎖を防ぐことと、人材を育成することが目的。平成29年度10名、平成30年度11名、令和元年度9名、合わせて30名の入学生に給付をおこなっている」と紹介。

部長はその上で、「制度の拡充は現在のところ考えていないが、来年度から国が低所得世帯に幅広く支援をおこなう高等教育の就学支援新制度が始まる。今後、国の制度内容なども見極めながら実施していきたい」と述べました。